平成２３年（フ）第１７５５号
京都市西京区大枝東新林町３丁目５番地　19棟503号
破産者　前田　宏一
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
神戸市西区井吹台東町３丁目１番地の56、旧住所神戸市北区北五葉２丁目５番12号
破産者　指出　幸男
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１９０号
熊本市東区月出５丁目４―25　オレンジコーポ101、住民票上の住所熊本市西区池田３丁目38番15号
破産者　上園　宏遠
1　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
2　一般調査期日　平成24年９月18日午後３時30分
平成24年８月８日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３６号
大阪府門真市石原町15―12、開始決定時の住所大阪府門真市石原町３番15号
破産者　吉正建設こと吉正建設こと松山正吉こと宋正吉こと　松山　正吉
1　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
2　一般調査期日　平成24年10月11日午後４時
平成24年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９号
長野県上伊那郡南箕輪村８－１　山下貸家、申立時の住民票上の住所長野県伊那市高遠町藤澤87番地１
破産者　伊藤　政史
1　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
2　一般調査期日　平成24年11月21日午前11時
平成24年８月８日　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１３１号
高知市大原町89番地
破産者　森川　裕之
1　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
2　一般調査期日　平成24年11月７日午前10時
平成24年８月８日　高知地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１７６号
北海道白老郡白老町緑丘２丁目９番５―201号コーポＰＴ201号
破産者　風間　寿広
異議申述期間　平成24年９月24日まで
平成24年８月８日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１６３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字甲寺裏63番地１
破産者　竹内　直美（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２５号
京都市上京区出水通室町東入中出水町401番地１
清算株式会社　株式会社フェアリープラントテクノロジー
代表清算人　上甲　悌二
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第５０１号
福島県郡山市大町１丁目３番６号
清算株式会社　関川精密センター株式会社
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所郡山支部

平成２４年（ヒ）第１００１号
福岡市博多区西月隈６丁目１番６号
清算株式会社　丸王株式会社
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第３号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗965―１、再生手続開始決定時の住所福岡市東区箱崎７丁目９番58号
再生債務者　株式会社マキシムジャパン
主文　平成24年５月31日にした監督命令を取り消す。
平成24年８月６日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第５号
北海道江別市工栄町８番地６
再生債務者　株式会社全栄
代表者代表取締役　片岡　幸雄
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月27日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年10月２日から平成24年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成２１年（再）第８号
名古屋市西区あし原町262番地
再生債務者　吉田産業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成24年８月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第３号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗965―１、再生手続開始決定時の住所福岡市東区箱崎７丁目９番58号
再生債務者　株式会社マキシムジャパン
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　福岡市中央区赤坂１丁目14番35号赤坂門ＡＩビル４階Ａ号室　北古賀法律事務所　弁護士　北古賀康博
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年８月６日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２３号
長崎県長崎市愛宕２丁目７番４号片江ビル
再生債務者　片江　　豊
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月28日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月11日から平成24年９月25日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第２６号
神奈川県横浜市旭区本宿町121―８レオパレスＪＵＮ207号
再生債務者　吉田　末義
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月28日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月11日から平成24年９月25日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係